

令和8年6月15日提出

# 一宮市議会定例会議案

単 行

(追加)



承認第2号

専決処分の承認について

次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求める。

令和8年6月15日提出

一宮市長 中野正康

上告の提起及び上告受理の申立てについて  
「損害賠償請求上告兼上告受理申立事件」

(令和8年5月29日専決)

- 1 上告の提起及び上告受理の申立てに係る専決処分の日  
令和8年5月29日
- 2 上告兼上告受理申立事件の内容
  - (1) 事件の当事者
    - ア 上告人兼申立人  
一宮市本町2丁目5番6号  
一宮市(第一審の被告及び第二審の控訴人)
    - イ 被上告人兼相手方  
法人(第一審の原告及び第二審の被控訴人)
  - (2) 事件名  
最高裁判所 令和 年( )第 号「損害賠償請求上告兼上告受理申立事件」
- 3 第二審の内容
  - (1) 控訴の趣旨
    - ア 第一審判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
    - イ 被控訴人の請求を棄却する。
    - ウ 訴訟費用は、第一審、第二審とも、被控訴人の負担とする。  
との判決を求める。
  - (2) 控訴した理由  
第一審判決は、水路で起こった今回の事故について、一宮市の水路の管理に瑕疵があるとしているが、当該水路は、その両側が私有地に接しており、このような判決を確定させれば、水路管理の現場に大きな影響を与えかねないため
  - (3) 第二審判決(以下「原判決」という。)の内容
    - ア 本件控訴及び本件附帯控訴をいずれも棄却する。
    - イ 控訴費用は控訴人の、附帯控訴費用は被控訴人の各負担とする。
- 4 上告の趣旨  
原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。
- 5 上告受理の申立ての趣旨
  - (1) 本件上告を受理する。
  - (2) 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。
- 6 上告及び上告受理の申立ての理由  
一宮市の水路の管理に瑕疵があると判断された原判決を確定させれば、水路管理の現場に大きな影響を与えかねないため